

第5章 関係地域の範囲

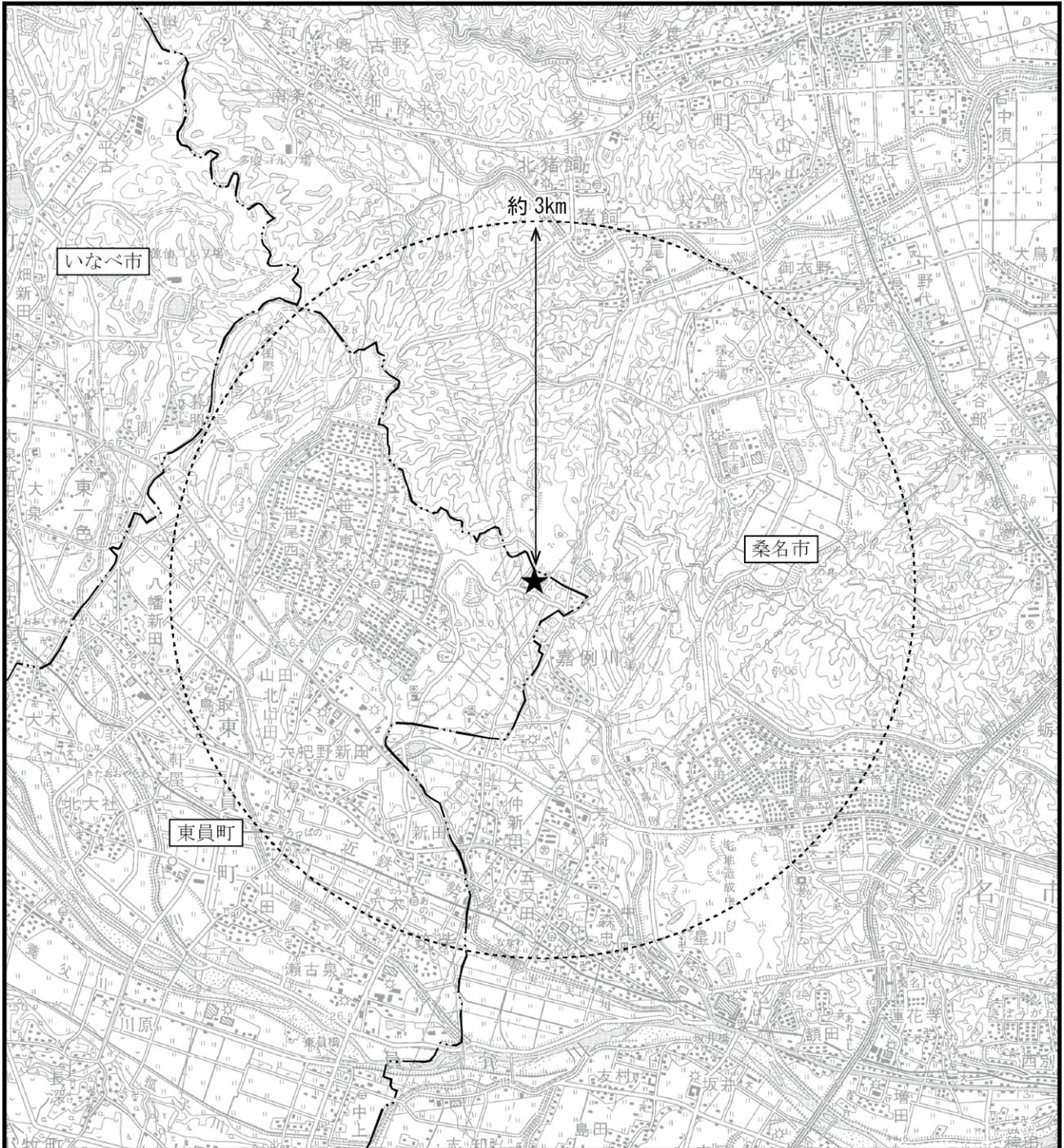
「関係地域」とは、三重県環境影響評価条例第14条第1項において、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

環境影響評価方法書においては、方法書関係地域を以下の考え方から桑名市及び東員町としていた。

本事業で選定した環境影響評価の対象項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、水生生物、生態系、景観、廃棄物等及び温室効果ガス等の計11項目である。

このうち最も影響範囲の広い、工作物の供用・稼働（ごみ処理施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地濃度出現地点を考慮し、対象事業実施区域より半径約3kmを環境影響が及ぶ範囲として設定した。

本事業の関係地域は、環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見、方法書関係市町長意見、三重県知事意見ならびに環境影響評価の結果を踏まえ、図5-1に示すとおり、方法書関係地域と同じく桑名市及び東員町とした。



凡 例

- ★ : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 関係地域

図 5-1 関係地域位置図

